

2024/7/23

土壤汚染対策法に基づく土地の形質の変更の届出制度 ～法第3条、4条関係～

つくば市生活環境部 環境保全課

☆土地の形質の変更時の届出

(Ⅰ) つくば市内で土地の形質の変更を予定されている場合、
「全体フロー」でどれに当てはまるかを御確認ください。

※土地の形質の変更とは、「土地の形状を変更する行為全般（掘削、盛土）」をいいます。

掘削の定義：土地を切り下げること（深さは問いません。樹木の伐根も対象です。）

盛土の定義：碎石や土等で土地をかさ上げすること（仮置きも対象です。厚さは問いません。）

(Ⅱ) 詳細フローをもとに届出の流れ、必要書類等を御確認ください。

～届出適用外要件～

○次のいずれかに該当する場合は、届出は不要となります。

1. 盛土しか行わない場合（一部でも掘削を行う場合は、盛土範囲を含めて届出対象となります）【第3条第7項、第4条第1項】
2. 土地の形質の変更の深さが最大50センチメートル未満であって、区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散または流出を伴わない工事【第3条第7項、第4条第1項】
3. 農業を営むために通常行われる行為であって、土壌を区域外へ搬出しない場合【第4条第1項】
4. 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壌を区域外へ搬出しない場合【第4条第1項】
5. 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更【第4条第1項】
6. 非常災害のために必要な応急措置として行う土地の形質の変更【第3条第7項、第4条第1項】
7. 基準に適合すると認められるものとしてつくば市長が指定した土地において行われる形質の変更
(現在ありません) 【第4条第1項】

☆土地の形質の変更時の届出

◆全体フロー

土地の形質の変更を行う場所

届出を必要とする形質の変更の規模

①法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地
(法第3条第1項の調査を猶予中の土地)



②現に有害物質使用特定施設が設置されている
工場又は事業場の敷地



③有害物質使用特定施設が廃止された工場又は
事業場の敷地であって法第3条第1項の調査を
実施予定若しくは実施中であり調査結果の報告
が行われていない土地



④法第3条第1項のただし書の規定に基づくつ
くば市長の確認を受けようとしているがまだ受
けられていない土地



⑤「①～④」以外の土地



900m²以上

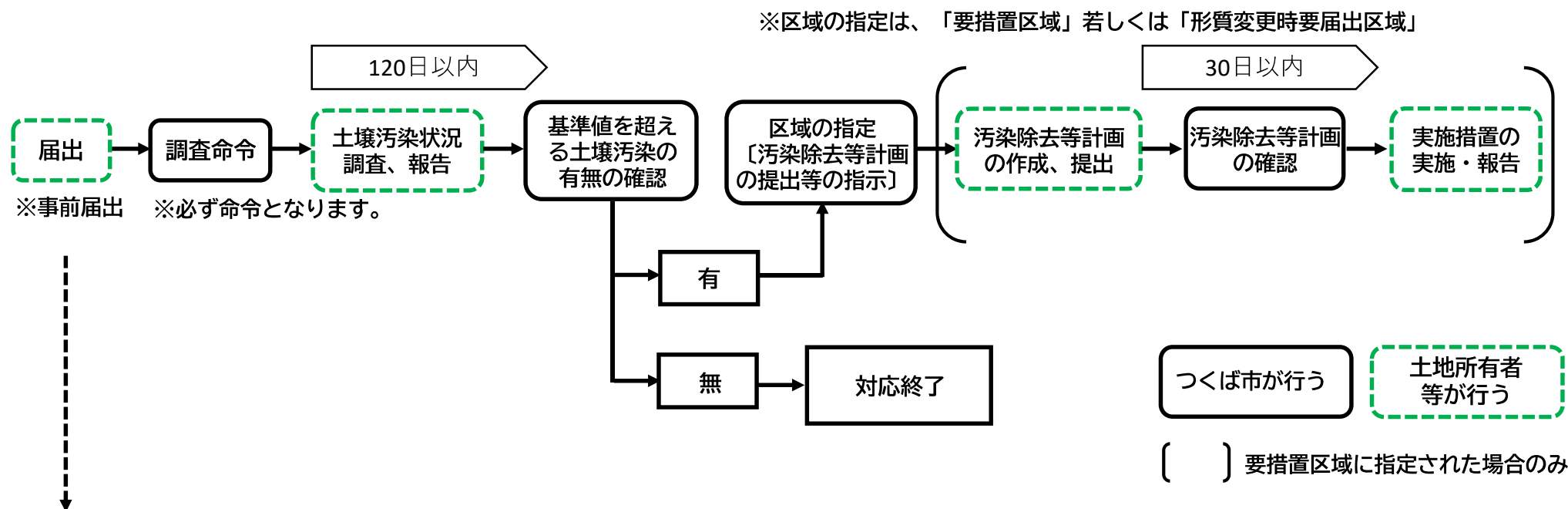


詳細フローAへ

詳細フローBへ

※土地の形質の変更：土地の形状を変更する行為全般（掘削、盛土）

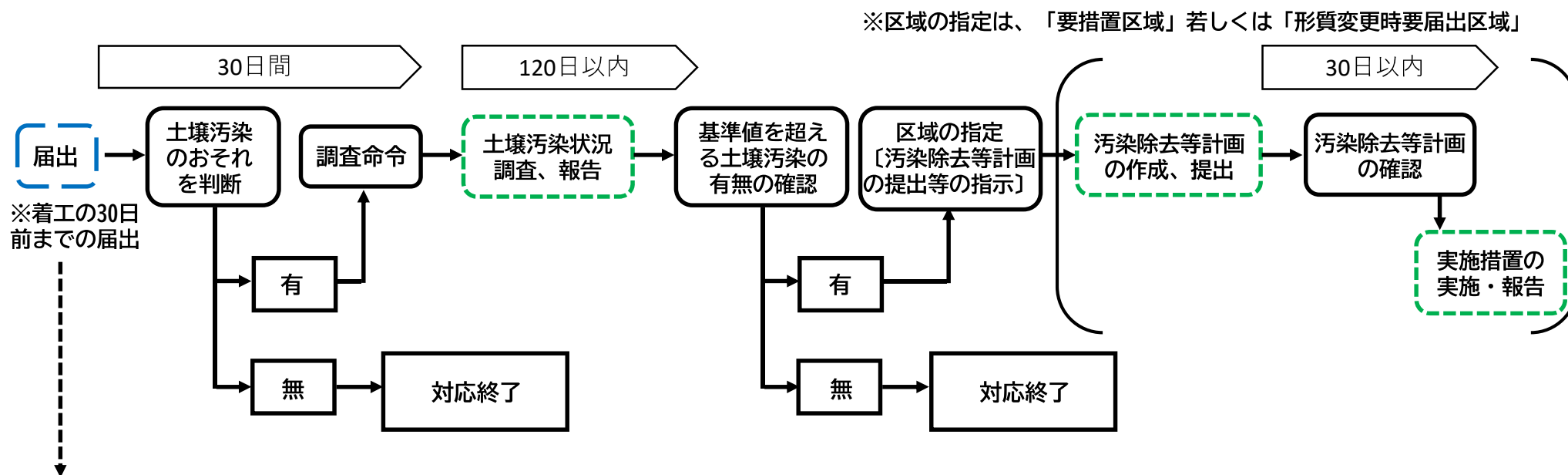
◆詳細フロー Aの場合：法第3条第7項に基づく届出



□届出書類

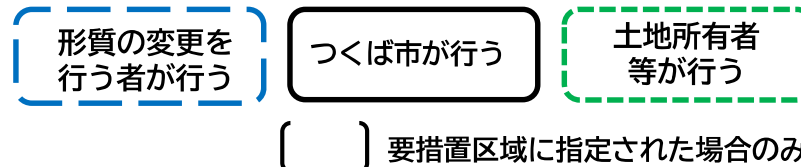
- (1) 様式第六 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書
- (2) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
※掘削部分と盛土部分を区別して図示し、それぞれ面積、寸法、掘削深さ等を記載してください。
- (3) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地図（案内図）
※3,000～15,000分の1程度の縮尺のものとお願いします。
- (4) 当該土地の登記簿謄本、公図の写し等
- (5) 法第3条第1項ただし書の確認を受けた根拠となる書類（確認通知書）の写し
- (6) 工程表（※当該工事のスケジュール把握のため提出をお願いするものです。（様式自由））

◆詳細フロー Bの場合：法第4条第1項に基づく届出



□届出書類

- (1) 様式第六 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書
- (2) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図
※掘削部分と盛土部分を区別して図示し、それぞれ面積、寸法、掘削深さ等を記載してください。
- (3) 当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（土地の登記簿謄本、公図の写し等）
- (4) 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地の地図（案内図）
※3,000～15,000分の1程度の縮尺のものとお願いします。
- (5) 土地利用履歴書およびその根拠となる住宅地図、航空写真、土地の登記簿謄本等の資料
※当該土地の過去の利用方法および使用された特定有害物質を記載したものです。（記載例を参照ください。）
※土地の所有者等全員の同意を得たうえで、法第4条第1項に基づく届出に併せて同第2項に基づく土壌汚染状況調査結果報告書を提出する場合は不要です。その場合、当該調査を指定調査機関に調査させること、結果をつくば市長に提出することについて、書面で同意を得てください。（記載例を参照ください。）
- (6) 工程表（当該工事のスケジュール把握のため提出をお願いするものです。（様式自由））



◆土壌汚染対策法～第3条関係条文抜粋～

第二章 土壌汚染状況調査

（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であって、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であって、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壌汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下「土壌汚染状況調査等」という。）を行おうとする者を指定する場合にあっては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壌汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。

3 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設（有害物質使用特定施設であるものに限る。）の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。

4 都道府県知事は、第一項に規定する者が同項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、政令で定めるところにより、その者に対し、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

5 第一項ただし書の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

6 都道府県知事は、前項の届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。

7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者（以下「指定調査機関」という。）に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

◆土壌汚染対策法～第4条関係条文抜粋～

(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更

二 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの

三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

◆届出をする際には（お願い）

◎届出対象に該当するか否かは、形質の変更を伴う工事等を計画されている事業主様等（例えば、事業場内の形質の変更計画の全体を把握されている方）が、窓口担当者に詳細計画を説明したうえで判断してください。

◎届出等には時間的余裕をもって対応するようにしてください。

《担当窓口》

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市 生活環境部 環境保全課
公害対策係

TEL 029-883-1111（代表）